令和４年度屋代財産区特別会計歳入歳出決算審査意見書

この決算審査は、屋代財産区の廃止に伴い、令和4年9月30日をもって打ち切られた令和4年度の決算について、地方自治法233条第2項に基づく決算審査を、高畠町監査委員が行ったものである。

第１　審査の対象

（1）令和4年度屋代財産区特別会計歳入歳出決算
（2）令和4年度歳入歳出決算事項別明細書
（3）実質収支に関する調書
（4）財産に関する調書
※この決算において令和4年度とは、令和4年4月１日～9月30日までの期間をいう。

第２　審査の期間

令和4年10月１日から同年11月15日まで

第３　審査の手続き

令和4年度歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書について、地方自治法及びその他の関係法令に準拠して作成され、かつ財産状態を適正に表示しているかを確認し、計数の正確性、予算執行の適正性及び会計廃止に伴う事務に主眼をおき、各種帳簿、その他関係書類の調査照合等、通常実施すべき審査手続及び、必要と認めるその他の審査手続きにより実施した。

第４　審査の結果

審査に付された歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書について、証拠書類と照合・確認したところ、計数は正確であり財務に関する事務及び予算の執行は適正であると認められた。

第５　決算の概要

（１）決算収支状況

（単位：円）

区　　分		令和4年度	令和3年度
歳入決算額	a	25,041,064	2,483,575
歳出決算額	b	25,041,064	2,291,374
形式収支額	c=a−b	0	192,201
翌年度に繰越すべき財源	d	0	0
実質収支額	e=c−d	0	192,201
前年度実質収支額	f	192,201	792,905
単年度収支額	g=e−f	▲ 192,201	▲ 600,704

※当年度の歳入歳出決算額とも 25,041,064 円で同額である。

（２）歳入状況

（単位：円）

区　　分		令和4年度 A	令和3年度 B	比較A－B
予算現額	a	25,116,000	2,484,000	22,632,000
調定額	b	25,041,064	2,483,575	22,557,489
収入済額	c	25,041,064	2,483,575	22,557,489
収入未済額	d	0	0	0
収入率（予算）	c/a	99.7%	100.0%	▲ 0.3
収入率（調定）	c/b	100.0%	100.0%	0.0

※収入済額の主なものは、繰入金 24,581,000 円で全額屋代財産区基金からの繰入れである。

（３）歳出状況

（単位：円）

区　分	令和4年度 A	令和3年度 B	比較A－B
予算現額	25,116,000	2,484,000	22,632,000
支出済額	25,041,064	2,291,374	22,749,690
翌年度繰越額	0	0	0
不用額	74,936	192,626	▲ 117,690
執行率	99.7%	92.2%	7.5

※執行率＝支出済額／予算現額×100

※支出済額の主なものは繰出金 24,668,205 円で、全額一般会計へ繰り出している。

第６　実質収支に関する調書

歳入歳出差引額は０円で、当該差引額が実質収支額となる。

第７　財産に関する調書

調書の概要は次のとおりである。

１.公有財産

年度中の増減比較については次のとおりである。

（１）山　林

区分	面積㎡			立木の推定蓄積量　㎥		
	前年度末残高	決算年度中増減額	9 月末現在高	前年度末残高	決算年度中増減額	9 月末現在高
所有	3,013,041.19	0	3,013,041.19	47,728.34	0	47,728.34
分収	0	0	0	0	0	0
合計	3,013,041.19	0	3,013,041.19	47,728.34	0	47,728.34

※会計廃止後、山林は 9 月 22 日に高畠町に所有権移転されている。

（２）出資等による権利　　（単位：円）

区　分	前年度末現在高	決算年度中増減高	9月末現在高
出　　捐　　金	0	0	0
出　　資　　金	352,000	0	352,000
合　　計	352,000	0	352,000

※出資金は米沢地方森林組合に対するもので、会計廃止後、高畠町に譲渡手続きされている。

２.基　金

年度中の増減比較については次のとおりである。　　（単位：円）

種　　類	区　分	前年度末現在高	決算年度中増減高	9月末現在高
屋代財産区基金	現　　金	24,581,000	▲24,581,000	0

※基金の廃止に伴い、屋代財産区特別会計に繰り入れ皆減となった。

第８　審査意見

令和４年度屋代財産区特別会計の歳入歳出決算、並びに財産に関する調書の審査概要は以上のとおりである。

屋代財産区が管理してきた山林は、かつては、木材の売却益で維持管理を行い、区内住民の薪炭としても利用されてきた。しかし、社会・経済情勢の変化から、山林財産からの収益が見込めず、基金を取り崩しながら維持管理を行う状況が続いており、将来的な山林経営は大変困難な現状となっていた。

このことから、屋代財産区管理会の意見をふまえ、令和４年９月３０日をもって当財産区が廃止されたものである。

財産の処分については、山林は、９月２２日に高畠町に所有権移転を完了し、出資金は高畠町に譲渡手続きがなされ、廃止に伴う事務が確実に行われていた。

基金 24,581,000 円は、９月３０日付で高畠町一般会計に繰出しを行い清算されていた。

町においては、引続き適切な管理を行い、利活用方法を検討し、町民の福祉の増進に、なお一層寄与されることを望むものである。